

更新日：2020/11/30

【NIPT】続報！港区保健所にお電話した件（2回目）

港区保健所様



ボク

東京（関東の）NIPTについて調べているNIPT調査隊です！
先日お伝えしました、青山ラジボークリニックの検査会社虚偽疑惑から派生したHPの虚偽記載なのではと疑問に思われる点がありました。

【NIPT】まさか！ラジボークリニックに当サイトが監視されてる？

【NIPT】大問題！無認可クリニックの検査会社虚偽疑惑！

今回は、港区保健所にお電話した際の電話内容を公開致します。

【前回記事はこちら！】

【NIPT】新事実75万円のNIPTは通常検査と原価は同じ？

【NIPT】遺伝カウンセリング・出生前診断と法的責任

【NIPT】これホント？ネットで噂されているNIPTの罰3選！

NIPTの非常識？と医業広告ガイドライン

①そんな基準はどこにもありません（赤線部）



認定遺伝カウンセラーの無料相談を行っています
本率は遺伝カウンセラーがいないと検査を行うことが出来ないでございまして、

2月5日から福岡で診療が可能となりました。
3月4日から愛知で診療が可能となりました。
4月13日から沖縄で診療が可能となりました。

こちらは前回取り上げた内容です。

「遺伝カウンセラーがいないと検査を行うことが出来ない」

青山ラジボークリニックさん、そんなルールはどこにもありません。※医師がいないとなら分かりますが当り前すぎ〜

認可施設であればそうした基準があるかもしれませんが、無認可クリニックがそれを言いますか？って感じなんですけど。ならその前に「産婦人科や遺伝専門医が在籍」とかを先に並べるべきではないでしょうか？※あくこちらは整形外科の先生でしたね。。。

でも、ボクの勘違いかもしれないので保健所医事課事係さんに聞いてみることにしました。

②これは医業広告ガイドラインのどうなんでしょう？



以前も医業広告ガイドラインについては以前も取り上げました。【NIPT】これ医業広告規制に抵触しないか？東京の無認可クリニックにて【NIPT】医業広告ガイドラインに明確に触れました！東京の無認可クリニックにて価格を強調したり、期間を短くしたりする広告表現は「品位を損ねる内容の広告」と判断され、医業広告ガイドライン上、出来ないことになっています。詳しくは以下の画像をご覧ください。

8. その他 (医療広告ガイドライン第3-1(8)関係)		
＜費用を強調する記載＞ 事例8-1「早期OPeT」、事例8-2「20周年特別価格」、事例8-3「期間限定キャンペーン実施中」、事例8-4「お得プラン」、事例8-5「セット割」		
広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他のア品位を損ねる内容の広告①費用を強調した広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(7)その他のア品位を損ねる内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他のア品位を損ねる内容の広告①費用を強調した広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン(4)緊急な受診を適度にある表現又は費用の適度な強調に該当し、掲載できません。
＜プレゼントの記載＞ 事例8-6「先輩20名様に、OPプレゼント」		
広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他のア品位を損ねる内容の広告②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(7)その他のア品位を損ねる内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他のア品位を損ねる内容の広告②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン(4)内容が誇大なる又は又は医療機関にとって都合の良い情報等の適度な強調に該当し、掲載できません。

今回はこの2点について、港区保健所医事課事係へお電話して聞いてみました！

※一応大人なので、根拠のないことは申し上げておきませんので・・・

いざ！港区保健所医事課事係へ！



担当者：港区保健所医事課事係です
ボク：すみませんお忙しいところ、医療機関の過剰でお電話しました。
担当者：はい、どうされましたか？
ボク：港区にあります青山ラジボークリニックさんなのですが、HPを見ていて事実と異なることが書いてあるのを見て、見られる方が誤認するのではないかとしましてお電話しました。
担当者：はい。それではHPをみますね。
ボク：お知らせの下の下に文章が2行あるのですが、下の段の「本来は遺伝カウンセラーがいないと検査を行うことが出来ないのでご注意ください」これは事実では無いと思って誤認が生まれると思うのですが、
担当者：事実ではないと？
ボク：はい。そうしたルールはないと思うのですが
担当者：はい。
ボク：これは、ボクの実感なのですが、こう書くことで「カウンセラーがいないのはダメなんだ」と伝えて自院に誘導する可能性があるのではと思うんです。
担当者：なるほど、そういうやり方ですか。NIPTについてこちらも詳しく調べて見ます。
ボク：医師は必要ですが遺伝カウンセラーに配置基準はないと思います。
担当者：分かりました。上司とも相談して対応を決めたいと思います。

～中略～

ボク：こちらは以前も医療広告ガイドラインの価格の強調で通報させて頂いてその際は訂正されたようなのですが、今現在も「**今なら4.9万円**」と表記しているのですが、これは医療広告ガイドラインの価格の強調にあたいませんか？

担当者：そうですね、ギリギリですね。

ボク：今ならという期間を限定して煽るのはギリギリのラインということなですね。

担当者：はい、先程の遺伝カウンセラーの件も含めまして、お調べして然るべき対応をしたいと思

います。
ボク：お忙しいところありがとうございました。

本件は更に追求します！

本件は結果が分りましたら、又こちらでご報告させて頂きます。先日の厚労省ワーキンググループでも

「**全年齢においてNIPTの基礎的知識が乏しく、説明後であってもNIPTを確定診断と回答する人が多い**」

と指摘されています。

説明する側の「**説明不足**」や「**妊婦さんの理解を得るための努力**」が足りないのはその通りだと思います。無認可クリニックだけなのかなと思いきや認可施設でもそうなのですから大変な問題です。ただ、どこで受けるかを選ぶ我々一般庶民も「**採血だけだから楽勝**」とせずにちゃんとNIPTについて向き合って、どこに、誰にお任せすれば良いかを決めるべきだと思います。失敗して欲しくないのもう一度言います！**どこでNIPTを受けるかは妊婦さんご家族が決めることです！**その責任はご自身にあることをお忘れ無きよう・・・

まとめ



いかがでしたでしょうか。

今回の件だけではなく、無認可クリニックは世間から冷やかかな目で見られるかもしれません。



無認可クリニックがさも合法クリニックのように扱われています。なぜか？認可施設よりも便利なのに？価格もリーズナブルなのに？

これまでと違って定まっている無認可クリニックでのトラブルに向き合ってきていないからではないでしょうか？ちゃんとやってらっしゃるところもあると思います。でも無認可というところで一括にされていると思います。

ボクは無認可クリニックだって良いところあると思いますし、認可施設にも負けていないと思います。だから、これからも情報発信し続けます！

良いところは良い！ダメなものはダメ！是々非々で！

これからより良い選択へのご参考として頂けますよう今後もこのまとめサイトを随で情報更新して来たいと思います！では！また次回。

■ NIPT実況編 ■ 出生前診断コラム

シェアする



関連記事



コメント

コメントをどうぞ

Your email address will not be published. Required fields are marked *

Comment

Name *

Email *

☐ Save my name, email, and website in this browser for the next time I comment.

コメントを送信

サイト内を検索

カテゴリー

NIPTどこがいい比較編

NIPT問題点編

NIPT新技術編

出生前診断コラム

NIPT基礎編

NIPT実況編

NIPT厚労省編

NIPT認可施設編

にゃなきNIPT

妊婦さんのあれこれ編

不安バスターズ

未分類

現場レポート編

サイトメニュー

NIPT | 東京都内おすすめクリニック徹底リポート

出生前診断コラム

お問い合わせ

運営者情報

About Us

目次

NIPTの非常識？と医業広告ガイドライン
①そんな基準はどこにもありません（赤線部）
②これは医業広告ガイドラインのどうなんでしょう？